

定 款

一般社団法人日本アルミニウム協会

本部 東京都中央区銀座4丁目2番15号塚本素山ビル

電話03-3538-0221 FAX 03-3538-0233

支部 大阪府中央区船場中央2丁目1番4-301号船場センタービル4号館

電話06-6268-0558 FAX 06-6265-4446

平成23年 7月 1日制定
令和元年 5月29日改訂

一般社団法人日本アルミニウム協会 定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、一般社団法人日本アルミニウム協会(英文名Japan Aluminium Association 略称「JAA」)と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 本会は、理事会の決議を得て、必要な地に支部を置くことができる。

(目 的)

第 3 条 本会は、アルミニウム産業の健全な発展を図り、もってわが国経済の発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) アルミニウムの需給に関すること。
- (2) アルミニウム産業に係る情報・統計に関すること。
- (3) アルミニウム産業に係る資源・エネルギーの合理化、有効利用に関すること。
- (4) アルミニウム産業に係る安全衛生に関すること。
- (5) アルミニウム産業に係る環境の整備・保全に関すること。
- (6) アルミニウム産業の構造改善、合理化に関すること。
- (7) アルミニウムの生産・利用、需要開発等に係る技術に関すること。
- (8) アルミニウムに関する広報及び出版
- (9) アルミニウム産業に関する意見の表明及び答申
- (10) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要なこと。

2 前項の事業は本邦及び海外において行うものとする。

第2章 会 員

(種 別)

第5条 本会の会員は、次の各号のいずれかの事業を営む法人及び個人並びにこれらの者を構成員とする団体とし、会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」と言う。）上の社員とする。

- (1) アルミニウム地金、圧延品、鋳造品、鍛造品若しくは加工製品（以下「アルミニウム製品等」という。）の製造又は販売
- (2) アルミニウム製品等に関連する機械設備等の製造又は販売及び付帯事業
- (3) アルミニウム製品等に関する調査又は研究

(入 会)

第6条 本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 法人又は団体たる会員にあつては、法人又は団体の代表者として本会に対してその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
- 3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 会員が本会を退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

(除 名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、総会員の半数以上であつて、総会員の議決権の3分の2以上の決議を得て、これを除名することができる。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉をき損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に対し、当該総会の7日

前までに、理由を付して除名する旨を通知するとともに、当該総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

3 前項により除名が決議された時は、当該会員に対し通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 法人又は団体が解散又は破産したとき。
- (2) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき。
- (3) 総会員が同意したとき。
- (4) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (5) 死亡又は失踪宣告を受けたとき。
- (6) 前条第1項の規定により会員資格を喪失したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条又は前条の規定により会員の資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 役員等

(種類及び定数)

第12条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事30人以上45人以内
 - (2) 監事2人以上5人以内
- 2 理事のうち、1人を会長、1人以上3人以内を副会長、1人を専務理事とする。
- 3 理事のうち、1人を常務理事とすることができる。
- 4 会長、副会長、専務理事を法人法上の代表理事とする。
- 5 常務理事若しくは会員以外の理事1名をもって法人法第91条第1項第2号の業務を執行する理事（以下、「業務執行理事」という。）とすることができる。

(選任)

第13条 理事及び監事は、総会の決議によって会員（法人又は団体である会員

- にあつては、第6条第2項に定める「会員代表者」)の中から選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあつては5人、監事にあつては2人を限度として、会員に所属しない者を理事又は監事に選任することができる。
- 2 会長、副会長、専務理事、常務理事、業務執行理事は、理事会決議によって、理事の中から選定する。
 - 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職 務)

第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところに従い職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、職務を統轄する。
- 3 副会長は、会長を補佐して、業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、職務を総括する。
- 5 常務理事及び第12条5項に定める業務執行理事は、専務理事を補佐して、職務を執行する。
- 6 全ての理事は、法令及び定款並びに総会の決議を遵守し、本会の為に忠実にその職務を行わなければならない。
- 7 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
- 8 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 9 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、業務及び財産の状況を調査することが出来る。

(任 期)

第15条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された理事の任期は、前項本文の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。また補欠により選任された監事の任期は、前項本文の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、第12条第1項に定める定数に足りなくなる場合には、後任者が就任するまでは、なおその権利義務を有する。

(解 任)

第16条 役員は総会の決議によって解任することができる。但し、監事につ

いては、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる決議を要する。

2 前項の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知する。

(報酬)

第17条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員及び会員以外の監事については、総会の定めに従い報酬を支給することができる。

(取引の制限)

第18条 理事が次に掲げる取引を行う場合は、理事会においてその取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 理事が自己または第三者の為に本会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

(2) 理事が自己または第三者の為に本会と取引をしようとするとき。

(3) 本会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 前項の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、その取引の重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第19条 本会は、法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 本会は、法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する監事（監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

(顧問及び参与)

第20条 本会に、顧問5人以内及び参与5人以内を置くことができる。

2 顧問及び参与は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。

4 顧問及び参与は、本会の業務の処理に関して会長の諮問に答える。

5 第15条第1項の規定は、顧問及び参与について準用する。

第4章 総会

(構成)

第21条 総会は全ての会員を以て構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第22条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任又は解任
- (3) 役員責任の免除
- (4) 事業報告書及びその附属明細書の承認、貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 会費の分担基準及びその納入方法
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第23条 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催する。

2 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には臨時に総会を開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総会員の議決権の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(招集)

第24条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面又は電磁的方法によって、開会の日の2週間前までに通知を発しなければならない。この場合、総会に出席しない会員は書面に拠って又は電磁的方法によって議決権を行使することができる。

3 前条第2項第2号により請求があったときは、会長は、速やかに会議を招集しなければならない。

(議 長)

第 2 5 条 総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長が務められない場合には、出席会員から議長を選出する。

(議決権)

第 2 6 条 総会における議決権は、1会員につき1個とする。

(定足数)

第 2 7 条 総会は、総会員の議決権の過半数を有する会員の出席をもって成立する。

(決 議)

第 2 8 条 総会の決議は、この定款に別に定める場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 総会においては、第24条第2項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ決議することができる。

3 第27条及び第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の行使等)

第 2 9 条 本会は、総会の招集にあたって、理事会の決議に基づき、総会に出席できない会員が、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法によって議決権を行使できる。この場合において、当該書面又は電磁的方法によって行使された議決権の数は、出席した会員の議決権の数に参入する。

2 総会に出席しない会員は、代理人に議決権の行使を委任することができる。

3 理事又は会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した会員のなかから選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 理 事 会

(構 成)

第31条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権 限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事、常務理事、及び業務執行理事の選定及び解職

(開 催)

第33条 理事会は、会長が必要と認めたときに開催する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、臨時に理事会を開催する。

(1) 会長以外の理事から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。

(2) 監事から、法人法第101条の規定に基づき、会長に招集の請求があったとき。

(招 集)

第34条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

2 理事会を招集するときは、理事会の日の7日前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事会は理事及び監事の全員の同意がある時は、招集の手続きを経ることなく、開催することができる。

(議 長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第36条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席をもって成立する。

(決 議)

第37条 理事会の決議は、出席理事の過半数の同意でこれを決する。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 前条及び第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることが出来る者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べた時は除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金
- (2) 会費
- (3) 寄附財産
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第40条 本会の資産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の決議による。

(事業年度)

第41条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の総会に報告するものとする。

2 第1項の総会に報告した事業計画書及び収支予算書の変更は、理事会の決議により行う。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が書類を作成し、次の第1号から第5号までの書類について監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、定時総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の書類の他、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(特別会計)

第44条 本会は、事業の遂行上必要があるときは、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

(収支差益の処分)

第45条 本会の収支決算に差益が生じた場合において、繰り越した差損があるときは、その補填に充て、なお差益があるときは、総会の決議を得て、その全部又は一部を翌事業年度に繰り越すものとする。

2 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(借入金及び重要な財産の処分等)

第46条 本会は、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期間が1年以内のものを除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の決議を得るものとする。

2 本会が重要な財産の処分又は譲り受けを行う場合も同様とする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の決議を得て変更することができる。

(解 散)

第48条 本会は、総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の決議を得て、又はその他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第49条 本会が清算をする場合において、残余財産は、総会において会員総数の過半数の決議を得て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 委 員 会 等

(委員会等)

第50条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の決議により、委員会（連絡会、研究会等を含む）を設けることができる。

2 委員会等は、その目的とする事項について、調査、研究、又は審議する。

3 委員会等の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

第9章 事務局

(事務局)

- 第51条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長は、理事会の決議を得て、会長が任免する。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

- 第52条 本会の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」と言う）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行った時は、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の代表理事は、吉原 正照、白石 俊一、今須 聖雄、村山 拓己とする。

附 則（令和元年5月29日）

- 1 定款第24条第2項、第29条第1項の変更については、令和元年5月29日より施行する。